

記載例

様式例第4号の2

**農地法第5条第1項の規定による許可申請書**

岐阜県知事 様

許可権限庁(申請先)を記載。

譲受人 氏名

株式会社 Gifu

代理人による  
申請となる場合は  
押印不要  
(本人は委任状に押印)

譲渡人 氏名

代表取締役 岐阜 一郎  
岐阜 太郎 外1名

委任状による代理申請の場合  
は、申請者欄の下に「上記代理  
人」と明記し、住所と氏名を記  
載する。併せて「委任状(任意  
様式)」の添付が必要。

上記代理人 住所

行政書士 ×××

行政書士 職印

下記のとおり転用のため農地(採草放牧地)の権利を設定(移転)したいので、農地法第5条第1項の規定により許可を申請します。

記

いずれか該当する  
方を表示

申請書が2枚  
以上の複数に  
わたる場合は  
契印を押印。

当事者の住所等		当事者の別	氏名	住 所					
別紙1記載のとおり									
		讓渡人が2人以上である場合には、申請書1及び2の欄には 「別紙記載のとおり」と記載して申請可。							
2許可を受けよう とする土地の 所 在 等	土地の所在	地 番	地 目	面積 (m <sup>2</sup> )	所有権以外の使用収益権 が設定されている場合		市街化区域・ 市街化調整区 域・その他の 区 域 の 別		
	登記簿	現 況	権利の種類		権利者の氏名又は名称				
別紙2記載のとおり									
3転用計画	計	m <sup>2</sup> (田)	m <sup>2</sup> 、畠	m <sup>2</sup> 、採草放牧	(2)権利を設定し又は移転しようとする理由の詳細 • 諸渡人は高齢により農作業に従事できなくなつたため。 • 諸受人は事業の規模拡大に伴い、 新たな営業所を建設する必要があるため。  恒久的な転用になる場合は「永久」と記載。				
・「宅地」や「雑種地」 ではなく具体的に 記載(記載例は別 紙のとおり)。 ・土地の造成のみを 目的とした転用の 場合は、「〇〇敷地 造成」等と記載。	(1)転用の目的	店舗等施設	工事計画	名称	棟数	建築面積 (m <sup>2</sup> )	所要面積 (m <sup>2</sup> )		
	/事業の操業期間 又は施設の利用期間	××年 10月 1日から 永久	完成までの期間は原則として1年以内。 (ただし、1ha以上の場合は2年以内。)	1期(着工 ××年5月1日から ××年9月30日まで)	工事着手は許可後3カ月以内。	転用事業に要する全体面積(農地以外の一休利用地を含む)を記載。 ※ただし、転用事業で一休利用地の造成等を行わない場合は所要面積に含めない。 例)申請地 1,000 m <sup>2</sup> 、一休利用地 100 m <sup>2</sup> ①一休利用地も含めて造成する場合 所要面積欄には、「1,100」と記載。 ②一休利用地を造成しない場合 所要面積欄には、「1,000」と記載。 ※一休利用地がある場合、「7 その他参考となるべき事項」欄に所在地番、地目、地積を記載。 ・一休利用地 ××××〇〇番 雜種地 100 m <sup>2</sup>			
・工期が6ヶ月以内 の工事は、1期のみの記載で可。 ・6ヶ月以上にわた る場合はできる 限り工事計画を 6ヶ月単位で区 分して記載。	(4)転用の時期及び 転用の目的に係る 事業又は施設の 概要	土地造成			1,000		1,000		
		建築物	鉄骨造 平屋建て	1	500	500	1	500	500
		小計(建築物)		1	500	500	1	500	500
		工作物	駐車場	10台		500	10台		500
		小計(工作物)		10台		500	10台		500
		計		1	500	1,000	1	500	1,000
4権利を設定し又 は移転しようと する契約の内容	権利の種類	権利の設定・移転の別		権利の設定・移転の時期		権利の存続期間		その他	
	所有権	移転		許可あり次第		永久			
5資金調達につい ての計画	(権利の種類が賃借権の場合) ・賃借権の設定 (権利の種類が使用賃借権の場合) ・使用賃借権の設定			事業費の内訳と金額、資金調達の 自己資金・借入資金の別、金額を 記載。			• 所有権の場合は永久、賃 借権等の場合は契約期 間を記載。 • 5条申請において所有権 移転による一時転用は 許可できない。		
	費用内訳(建築費1億1,000万円、土地購入費1,000万円、 造成費900万円、諸経費100万円) 自己資金1億3,000万円						(該当する場合のみ) 贈与など。		

6 転用することによって生ずる付近の土地・作物・家畜等の被害防除施設の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雨水については、北・西側道路側溝より排水します。</li> <li>・申請地南・東側は農地、北・西側は道路となっています。</li> <li>・南・東側農地への土砂流出を防ぐため土留めブロックを設置します。</li> </ul>	<p>排水処理や周辺農地への被害防除措置など該当するものがあれば対策内容を具体的に記載。 (申請地周辺の状況は必ず記載。)</p>
7 その他参考となるべき事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく、土地の形質変更に係る工事の許可申請は、岐阜県建築指導課に対し申請済みです。</li> <li>・(一時転用の場合) 農地への復元については、別紙「工事工程表」のとおり行います。</li> </ul>	<p>他法令等により許認可等を要する場合、その手続の状況等を記載。</p>

#### (記載要領)

- 1 当事者が法人である場合には、「氏名」欄にその名称及び代表者の氏名を、「住所」欄にその主たる事務所の所在地を、それぞれ記載してください。
- 2 譲渡人が2人以上である場合には、申請書の差出人は「譲受人何某」とび「譲渡人何某外何名」とし、申請書の1及び2の欄には「別紙記載のとおり」と記載して申請することができるものとします。この場合の別紙の様式は、次の別紙1及び別紙2のとおりとします。
- 3 「市街化区域・市街化調整区域・その他の区域の別」欄には、申請に係る土地が都市計画法による市街化区域、市街化調整区域又はこれら以外の区域のいずれに含まれているかを記載してください。
- 4 「転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要」欄には、工事計画が長期にわたるものである場合には、できる限り工事計画を6か月単位で区分して記載してください。
- 5 申請に係る土地が市街化調整区域内にある場合には、転用行為が都市計画法第29条の開発許可及び同法第43条第1項の建築許可を要しないものであるときはその旨並びに同法第29条及び第43条第1項の該当する号を、転用行為が当該開発許可を要するものであるときはその旨及び同法第34条の該当する号を、転用行為が当該建築許可を要するものであるときはその旨及び建築物が同法第34条第1号から第10号まで又は都市計画法施行令第36条第1項第3号ロからホまでのいずれの建築物に該当するかを、転用行為が開発行為及び建築行為のいずれも伴わないものであるときは、その旨及びその理由を、それぞれ「その他参考となるべき事項」欄に記載してください。

#### <転用することによって生ずる付近の土地・作物・家畜等の被害防除施設の概要>

##### (記載内容の例)

- ・周辺農地の農業用排水施設の確保：用排水路の付け替えを行う。
- ・施設の取水計画：公共上水道から取水する。
- ・施設の排水計画：雨水排水：調整池、排水路を設置する。  
汚水排水：公共下水道／合併浄化槽／浄化槽を設置する。
- ・造成時の周辺農地への被害防除計画：  
土留め工事／擁壁設置／法面保護工事／緩衝地・防護柵設置を行う。
- ・周辺農地への被害防除措置：法面保護工事／緩衝地設置を行う。

(別紙1) 申請書の1の欄 当事者の住所等

当事者の別	氏 名	住 所
譲受人	株式会社GIFU設計 代表取締役 岐阜 一郎	岐阜県岐阜市薮田南××
譲渡人	岐阜 太郎	岐阜県岐阜市薮田南□□
譲渡人	岐阜 次郎	岐阜県岐阜市薮田南○○
		「現住所」と「土地の登記事項証明書の所有者住所」 が異なる場合は、住民票又は戸籍の附票等（登記の 住所と現住所が確認できる書類）を添付。

(別紙2) 申請書の2の欄 許可を受けようとする土地の所在等

土地の登記事項証明書の内容と  
一致するよう記載。

譲渡人の氏名	所 在	地 番	地 目		面 積 (m <sup>2</sup> )	所有権以外の使用収益権 が設定されている場合		市街化区域・市街 化調整区域・その 他の区域の別
			登記簿	現 況		権利の種類	耕作者の 氏名又は名称	
岐阜 太郎	××××	××	畑	畑	500	—	—	その他の区域
岐阜 次郎	××××	××	畑	畑	500	—	—	その他の区域
			一筆のうち、一部を転用する場合、 「〇〇m <sup>2</sup> の内、〇〇m <sup>2</sup> 」と記載。			所有権以外の使用収益権が設定さ れていない場合は、空欄ではなく、 「—」と記載。		
1筆の農地を複数人で共有している場 合は、譲渡人の氏名の後に、持分割合 を記載。 例) 持分割合が2分の1ずつの場合 岐阜 太郎 1/2 岐阜 次郎 1/2								
計 2 筆	1,000m <sup>2</sup>	(田)	m <sup>2</sup> 、畑		1,000m <sup>2</sup> 、採草放牧地		m <sup>2</sup> )	

(記載要領)

本表は、(別紙1) の譲渡人の順に名寄せして記載してください。

<別紙 用途・転用目的の例>

用 途	「転用目的」欄記載例	留 意 事 項
農家住宅	農家住宅 農家住宅（庭・駐車場）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全体の記載を揃えるため、×の記載は使用しない。（以下同じ）</li> <li>×分家住宅</li> <li>・農家住宅「及び」庭は、「農家住宅」と記載する。</li> <li>・農家住宅「の」庭は、農家住宅(庭)と記載する。</li> </ul>
一般個人住宅	一般個人住宅 一般個人住宅（駐車場） 貸家	<ul style="list-style-type: none"> <li>×一般住宅、分家住宅</li> <li>・庭、駐車場等の場合の記載は上記と同じ。</li> </ul>
集団住宅 その他	共同住宅 共同住宅（駐車場） 分譲住宅 宅地分譲 建築条件付売買予定地	<ul style="list-style-type: none"> <li>×建売住宅、分譲宅地、更地分譲</li> <li>・庭、駐車場等の場合の記載は上記と同じ。</li> </ul>
学校用地	○○学校 保育園 幼稚園	<ul style="list-style-type: none"> <li>・庭、駐車場等の場合の記載は、括弧書はしない。</li> <li>「保育園駐車場」等（以下同じ）。</li> <li>・主な施設について記載する（以下同じ）。</li> </ul>
公園、運動場用地	公園 グランド テニスコート ゲートボール場 スケート場	
道水路、鉄道用地	公衆用道路 自宅への進入路 農地への進入路 ○○店舗への進入路 水路、線路、駅舎	×進入路（どこへの進入路なのかを記載する。）
官公署、病院等 公的施設	総合病院 ○○科病院 ○○科診療所	×病院、診療所（種別を記載する。）
工・鉱業（工場） 用地	○○業工場、○○業事務所 ○○業資材置場、○○業駐車場	<ul style="list-style-type: none"> <li>×工場、事務所、資材置場（業種を記載する。）</li> <li>・建設業、金属・機械工業、化学・紙パルプ工業、繊維・食料品工業、電気機器・精密機械工業、電気・ガス・水道事業 等が該当する。</li> </ul>
店舗等施設	○○業店舗 ○○業事務所・倉庫・駐車場 自動車修理工場 ガソリンスタンド 旅館 クリーニング工場 認知症グループホーム 特別養護老人ホーム	<ul style="list-style-type: none"> <li>×店舗、工場、事務所（業種を記載する。）</li> <li>・商業、サービス業が該当する。</li> </ul>
流通業務等施設	運輸業事務所 運輸業倉庫・駐車場 運輸業配送センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>×事務所、倉庫、配送センター（業種を記載する。）</li> <li>・運輸通信業用建物施設が該当する。</li> </ul>

用途	「転用目的」欄記載例	留 意 事 項
ゴルフ場	ゴルフ場	
その他のレジャー施設	パチンコ店・駐車場 競輪場 競馬場 ゲームセンター	
農林漁業用施設	農業用倉庫 農産物配送・貯蔵・加工センター カントリーエレベーター 育苗センター 農業協同組合事務所	× 倉庫、事務所（業種等を記載する。）
貸駐車場、資材置場	貸駐車場 貸資材置場 貸店舗（コンビニエンスストア）	× 駐車場、資材置場、店舗（「貸」を記載する。） × 貸店舗（カッコ書きで店舗の種類を記入する。）
土石等採取用地	砂利採取・搬出入路 砂利採取プラント 粘土採取	
再エネ発電設備	太陽光発電施設 バイオマス発電施設 バイオガス発電施設 営農型太陽光発電施設 蓄電池施設	× 太陽光パネル ・ 畦畔に設置して行う太陽光発電の場合、「太陽光発電施設（法面）」と記載する。 ・ 蓄電池施設については、再エネ発電設備に関連するものに限る。同設備に関連しない場合にあっては、「その他(45)」に分類するものとする。
その他	農地の嵩上げ 墓地 自治会集会所	× 畑地転換、残土処理、残土埋込、残土処分場 →これらはすべて「農地の嵩上げ」と記載する。 ・ 一時転用については、「土砂等採取用地」に該当しない一時転用はすべて「その他」とする。また、営農型太陽光発電は、一時転用であるものの、「再エネ発電設備」に分類するものとする。
植林	植林	× 山林
分類不能	採草放牧地	・ 上記に該当するものは「分類不能」としない。 ・ 分類不能の施設用地は、「その他」とする。